平成２５年（フ）第２７号
千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛805号
債務者　高木　美香
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
千葉県八街市文違301番地3160
債務者　土井　康一
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１号
千葉県成田市本三里塚1001番地846　みどりハイツ102
債務者　佐々木　誠
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３５号
千葉県佐倉市井野1358番地25
債務者　鈴木　千春
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３号
千葉県富津市亀沢227番地１ケアハウス大佐和苑312号室、住民票上の住所千葉県木更津市大久保６丁目４番11号
債務者　川路　美子
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２２２号
静岡県富士市宮島179番地の９　リバーハイツⅡ―204号
債務者　海老澤秀和
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４７号
静岡県富士宮市上井出3746番地
債務者　宇佐美則和
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４号
岡山県勝田郡勝央町勝間田868番地２　勝間田促進１棟201号
債務者　海辺　久美
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４４号
高知市桟橋通１丁目３番７号　クラシエ11―206号
債務者　小川　敬太
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９５号
東京都町田市小川1208番地１つくし野ストークマンション205
債務者　中川　和則
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９６号
東京都町田市小川1208番地１つくし野ストークマンション205
債務者　中川そのみ（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２００号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅６―101
債務者　菅原　昭悟
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
静岡県浜松市北区初生町811番地の28　オオタハイツ101号室
債務者　鳥居　幸夫
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５３０号
川崎市川崎区桜本１丁目７番９―106号　安田マンション
債務者　福田君子こと　イスイム（ＬＥＥ　ＳＵＩＭ　李　　守任）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５号
川崎市宮前区菅生３丁目42番11号　ハイツタツミＡ―102、前住所川崎市宮前区菅生３丁目32番６号
債務者　中　　砂織
成年後見人　森田　玉緒
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
川崎市川崎区日進町９番地12　サンフラワー303、前住所川崎市川崎区日進町９番地12サンフラワー206
債務者　遠藤　　治
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係